

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会としましては、このたび意見を述べる機会を貴委員会から頂戴したことに関し、感謝申し上げます。

当協会は、金融二社を含む日本郵政グループと民間金融機関との間において同等の競争条件が確立されるまでは、いかなる新規業務や既存業務の見直しも認められるべきではないとの立場を従前よりっております。

今般の所見においては「既に認可された業務と同様に、金融二社が直面するリスクに対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始する ことに支障はない。」と言及されています。

については、民間金融機関との対等な競争条件確保の必要性の観点（郵政民営化法第二章）から、下記の質問をさせていただきます。

質問 1

「金融二社が直面するリスクに対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの」とはどのような内容のものであるか具体的に示していただけますか。「提携による業務の取扱実績」とは金融二社と民間保険会社との既存の事業提携関係を指していますか。もしそうであれば、そのような提携関係の構築・発展について貴委員会として具体的にどのような支援を考えておられますか。

郵便局ネットワークに根ざした質の高いユニバーサルサービスの実現は、民間金融機関による貢献も寄与すると考えております。民間金融機関の貢献は、日本の一般消費者の利便に資するのみならず、長期的な視野に立てば日本郵政グループの財務内容を改善することにもつながると考えます。しかしながら、民間保険会社の郵便局ネットワークに対するアクセスが、かんぽ生命と全く同じ条件で認められない（アクセス可能な郵便局の制限や、募集手数料の支払いがないといった点）場合や、かんぽ生命の保険商品に多くの点で有利性が認められるといった場合には、日本政府として国際取引上の義務違反を犯すことに繋がりがねないことを懸念いたします。

質問 2

貴委員会として、民間保険会社がかんぽ生命と全く同等の条件で郵便局ネットワークに対しアクセス可能であることをどのように確保していくとお考えでしょうか。

金融二社については、民間金融機関と同等レベルの内部監査・コンプライアンス態勢の整備を行うことが重要である旨について言及されています。さらに付け加えるべき議論として、当協会は、かんぽ生命の新規業務や既存業務の見直しが認められる前提として、かん

ぽ生命が民間金融機関と全く同等の規制環境に置かれるべきであると考えております。この点については、かんぽ生命の株式の過半数処分された場合、さらにその必要性が増すものと考えます。かんぽ生命が民間金融機関と同じ規制環境に置かれないという状態についても、日本政府が国際取引上の義務違反を犯すことに繋がりがねないものと懸念いたします。

質問 3

かんぽ生命と民間金融機関の間で対等の競争条件の確保がなされるまでは、新規業務または既存業務の見直しは行われないこと、およびかんぽ生命が民間保険会社と全く同じ規制環境におかれることに関し、貴委員会として具体的な何らかの保証を考えておられますでしょうか。

完全民営化がなされない場合、一般消費者ばかりでなく（会社の格付けに際して考慮にされる）金融関係アナリストの視点からも、かんぽ生命は「暗黙の政府保証」の恩恵を受けるとの見方がなされ、民間保険会社が競争上不利な立場に置かれることになると思います。

質問 4

貴委員会として、そのような見方がどのように払拭されるのとお考えなのか具体例をお示しいただけますか。

資料の内容について、ヒアリング当日の事実確認に基づき、8月31日に資料の補正があった。

欧州ビジネス協会としましては、このたび意見を述べる機会を貴委員会から頂戴したことに関し、感謝申し上げます。

当協会は、金融二社を含む日本郵政グループと民間金融機関との間において同等の競争条件が確立されるまでは、いかなる新規業務や既存業務の見直しも認められるべきではないとの立場を従前よりとっております。

今般の所見においては「既に認可された業務と同様に、金融二社が直面するリスクに対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することには支障はない。」と言及されています。

については、民間金融機関との対等な競争条件確保の必要性の観点（郵政民営化法第二章）から、下記の質問をさせていただきます。

質問1

「金融二社が直面するリスクに対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの」とはどのような内容のものであるか具体的に示していただけますか。「提携による業務の取扱実績」とは金融二社と民間保険会社との既存の事業提携関係を指していますか。もしそうであれば、そのような提携関係の構築・発展について貴委員会として具体的にどのような支援を考えておられますか。

郵便局ネットワークに根ざした質の高いユニバーサルサービスの実現は、民間金融機関による貢献も寄与すると考えております。民間金融機関の貢献は、日本の一般消費者の利便に資するのみならず、長期的な視野に立てば日本郵政グループの財務内容を改善することにもつながると考えます。しかしながら、民間保険会社の郵便局ネットワークに対するアクセスが、かんぽ生命と全く同じ条件で認められない（アクセス可能な郵便局の制限など）場合や、加えて、今後かんぽ生命において競争力の高い保険商品が認められた場合には、日本政府として国際取引上の義務違反を犯すことに繋がりがかねないことを懸念いたします。

質問2

貴委員会として、民間保険会社がかんぽ生命と全く同等の条件で郵便局ネットワークに対しアクセス可能であることをどのように確保していくとお考えでしょうか。

金融二社については、民間金融機関と同等レベルの内部監査・コンプライアンス態勢の整備を行うことが重要である旨について言及されています。さらに付け加えるべき議論として、当協会は、かんぽ生命の新規業務や既存業務の見直しが認められる前提として、かんぽ生命が民間金融機関と全く同等の規制環境に置かれるべきであると考えております。この点については、かんぽ生命の株式の過半数処分された場合、さらにその必要性が増すものと考えます。かんぽ生命が民間金融機関と同じ規制環境に置かれないという状態についても、日本政府が国際取引上の義務違反を犯すことに繋がりがねないものと懸念いたします。

質問 3

かんぽ生命と民間金融機関の間で対等の競争条件の確保がなされるまでは、新規業務または既存業務の見直しは行われないこと、およびかんぽ生命が民間保険会社と全く同じ規制環境におかれることに関し、貴委員会として具体的な何らかの保証を考えておられますでしょうか。

完全民営化がなされない場合、一般消費者ばかりでなく（会社の格付けに際して考慮にされる）金融関係アナリストの視点からも、かんぽ生命は「暗黙の政府保証」の恩恵を受けるとの見方がなされ、民間保険会社が競争上不利な立場に置かれることになると思います。

質問 4

貴委員会として、そのような見方がどのように払拭されるのとお考えなのか具体例をお示しいただけますか。